

■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)					
1	3							雨水排水のインフラ現況をご教示ください。	「参考資料1 既存施設図面」及び「参考資料5 測量調査報告書」をご参照ください。
2	3							新庁舎工事範囲内の(旧)浄化槽(地中障害)の図面があればご提示願います。また、(旧)浄化槽及び現庁舎地下の汚水ピットは、内容物を撤去のうえ消毒済みであるとの理解でよろしいでしょうか。(内容物処分は請負うことができないため、所有者様にて処分願います。)	前段については、「参考資料1 既存施設図面」をご参照ください。後段については、撤去時の資料が存在しないため、内容物等の処理が生じた場合、費用は市の負担とします。
3	3							下水本管となる範囲をご教示ください。	下水本管の位置を要求水準書別紙3に追記します。
4	6							現状、一般車両動線及び緊急車両動線上に多くの自動車が駐車されていますが、新たに駐車場が整備された後は駐車禁止にするという理解でよろしいでしょうか。	一般車両動線及び緊急車両動線上は駐車禁止とします。
5	6							第2別館の西側に、「ゴミ保管庫の設置」とありますが、これは如何とすべきでしょうか。	要求水準書25頁に記載のゴミ保管庫を設置してください。
6	6							既存防災倉庫について解体とありますが、新庁舎工事時には、内部にある備蓄品は移設していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	既存防災倉庫の備蓄品の移設について、ご理解のとおりです。
7	8	2						表に記載の実施日・利用時間帯に常駐維持管理員を配置する必要はありますか。	要求水準書42頁に記載のとおり、常駐維持管理員の常駐時間は、開庁日の午前8時45分から午後5時15分です。
8	9							非常用発電設備にて電源供給する換気設備の対象室は、空調設備と同じと考えてよろしいでしょうか。	換気設備への電力供給は、要求水準書別紙9に示す「対象スペース」に設置する換気設備が対象となります。
9	12-1							「全体共用/施設管理/外部倉庫」について、PFI事業者および付帯事業者も使用させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	市との協議により、適切な管理区分等を設け、部分的に利用することは可能です。
10	12-1							ハイカウンター、ローカウンターの個数が、別紙12 <その1:必要諸室の構成>表に記載の個数と、<その2:諸室に求める性能>の性能水準に記載の数値と異なります。どちらが正かご教示願います。	要求水準書別紙12その1及びその2について、当該箇所の数量を修正しました。
11	12-1							中会議室Cは、どの階に配置すればよいかご教示ください。	当該会議室について、階の指定はありません。
12	12-1							新庁舎に勤務する全職員数及び、議員数をご教示ください。	新庁舎において執務を行う職員数の確定数は未定ですが、新庁舎に配置を予定している部署の平成31年4月1日現在の職員数(特別職を含む正職員、嘱託職員、臨時職員の合計)は、536名です。また、議員定数は18名です。
13	12-2							<その1:必要諸室の構成>に記載の、契約検査課、商工観光課、広報交流課、上下水道総務課について、別紙12 <その2:諸室に求める性能>に記載がありません。各諸室の性能についてはP.3の共通事項の性能水準のみを満たせばよろしいでしょうか。	契約検査課、商工観光課、広報交流課、上下水道総務課の各諸室の性能について、ご理解のとおりです。
14	12-2	1	2					市長室、副市長室の壁面収納は別紙21記載の収納棚(什器備品)と同一と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙21に記載の収納棚とは異なり、記念品等を陳列する飾り棚及び書棚を指します。

■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)				
15	12-2	1	2				応接室A、応接室B、特別応接の壁面収納は什器備品と考えてよろしいでしょうか。スペックをご教示ください。	No. 14の回答をご参照ください。
16	12-2	2	2				災害発生時に災害対策本部を設置するため、市が設置する防災情報システム等とは、別紙26に記載のあるシステムを指すと考えてよろしいでしょうか。	市が設置する防災情報システム等について、ご理解のとおりです。
17	12-2	3	3				「オープン空間とする執務室内には、パーティション等で区画～」とありますが、別紙21、3ページ目にあります3種類のパーティションで区画すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙21に記載するパーティションと同等以上の性能を有するものを使用し、使用目的、使用箇所等に応じて、規格寸法を適宜組み合わせてください。また、パーティション以外のものを使用し、区画することも可能です。
18	12-2	3	3				別紙21、3ページ目にごございます3種類のパーティションの使い分けの仕方をご教示ください。	No. 17の回答をご参照ください。
19	12-2	4	3				情報統計課、水道サービス課、下水道推進課の性能水準において、「市による統合UPS」とありますが、設置場所および仕様、工事区分等が不明です。ご教示願います。	情報統計課コンピュータ室、上下水道部コンピュータ室に市が別途設置します。
20	12-2	6	4				「オープン空間とする執務室内には、パーティション等で区画～」とありますが、別紙21、3ページ目にあります3種類のパーティションで区画すると考えてよろしいでしょうか。	No. 17の回答をご参照ください。
21	12-2	6	4				別紙21、3ページ目にごございます3種類のパーティションの使い分けの仕方をご教示ください。	No. 17の回答をご参照ください。
22	12-2	6	4				市民課の欄の耐火書庫（6㎡程度）について、別紙12 <その1：必要諸室の構成> には20㎡と記載がございます。6㎡程度が正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙12その1を以下のとおり変更します。 ・市民課内の耐火書庫面積を「20㎡」から「6㎡」に変更 ・会計課内の耐火書庫面積を「20㎡」から「6㎡」に変更 また、関連する別紙12その3について以下のとおり変更します。 ・執務室内の収納量を「2,000fm」から「2,140fm」に変更 ・執務室隣接書庫（耐火）の収納量を「200fm」から「60fm」に変更
23	12-2	6	4				市民課の欄の耐火書庫の仕様は乾式壁耐火1時間程度と考えてよろしいでしょうか。	耐火試験規格（日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会規格）1時間耐火以上を性能水準とします。耐火試験規格を有していれば、乾式パネルタイプを採用することも可能です。
24	12-2	7	4				待合スペースにおける「子育てに関連する窓口」とは、子ども福祉課、子育て支援課、および保育子ども園課の窓口、という理解でよろしいでしょうか。	待合スペースにおける「子育てに関連する窓口」について、ご理解のとおりです。
25	12-2	7	4				国保年金課に記載のブースはローパーティション程度と考えてよろしいでしょうか。上記の場合、別紙21、3ページ目にごございます3種類のパーティションの使い分けの仕方をご教示ください。	当該ブースは特定健診時の腹囲測定等に使用するものです。試着室のようなカーテン間仕切りがあるブースです。
26	12-2	7	5				会計課の欄の耐火書庫（6㎡程度）について、別紙12 <その1：必要諸室の構成> には20㎡と記載がございます。6㎡程度が正と考えてよろしいでしょうか。	No. 22の回答をご参照ください。
27	12-2	7	5				会計課の欄の耐火書庫の仕様は乾式壁耐火1時間程度と考えてよろしいでしょうか。	No. 23の回答をご参照ください。

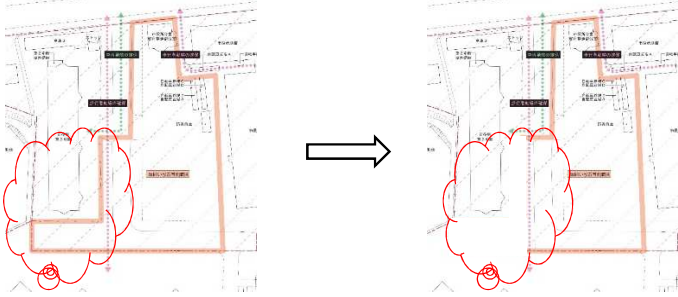
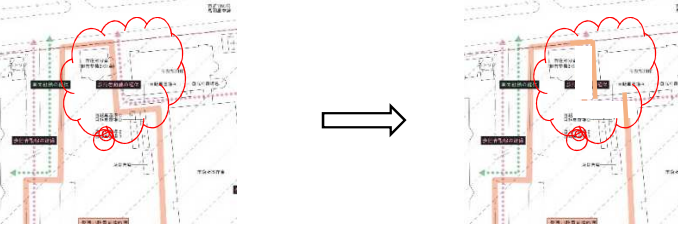
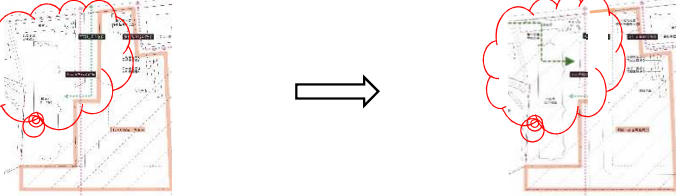
■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)					
28	12-2	7	6					収納棚組み込み型の耐火庫はすべて什器備品と考えてよろしいでしょうか。その場合は、仕様をご教示ください。	収納棚組込型の耐火庫については、建築工事において設置する壁面収納棚として、要求水準書別紙12その3に記載しています。
29	12-2	8	8					会議室は各階に設置とあり、また、同欄に各スペースと会議室の近接関係の記載があります。例えば、情報統計執務スペースと生活福祉課執務スペースを同一階にて配置した場合、会議室は各階に配置できなくてもよろしいでしょうか。	各階に会議室を配置する必要があります。
30	12-2	9	8					給湯室にキッチンシンクの記載がありますが、ガスを利用した調理等は行わず、ポットや電気ケトルの温め程度の利用と考えてよろしいでしょうか。	給湯室のキッチンシンクの利用について、ご理解のとおりです。
31	12-2	9	8					職員用更衣室について、各階職員数分全員分を、別紙21記載のロッカー（4人用）にて設置すると考えてよろしいでしょうか。	職員用更衣室のロッカーについて、ご理解のとおりです。
32	12-2	10	10					売店について、「近接」とは、「売店がエントランスホールに顔を出している」との意味合いと考えて宜しいでしょうか。	エントランスホールから視認できる近い位置を指します。
33	12-2	10	10					サービスコーナーにおけるATM（2台）は、貴市が設置されるという理解でよろしいでしょうか。	サービスコーナーにおけるATM（2台）は、市が設置します。
34	12-2	12	11					議員控室について、1名あたり面積が16㎡と記載されていますが、＜その1：必要諸室の構成＞P.3には4名利用で32㎡、2名利用で16㎡と記載されております。1名あたり、8㎡を正としてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙12その2 12頁の議員控室について、「1名あたり」を「2名あたり」に修正します。
35	12-2	13	13					市民福祉センターの給湯室にキッチンシンクの記載がありますが、ガスを利用した調理等は行わず、ポットや電気ケトルの温め程度の利用と考えてよろしいでしょうか。	市民福祉センターの給湯室のキッチンシンクの利用について、ご理解のとおりです。
36	12-2	14	14					機能回復訓練室、講座室1、講座室2の収納スペースは室内に壁で区画した倉庫を設けると考えてよろしいでしょうか。	機能回復訓練室、講座室1、講座室2の収納スペースについて、ご理解のとおりです。
37	12-3	1						新庁舎で計画される必要文書量は本書に記載されているだけでよろしいでしょうか。	新庁舎で計画される必要文書収納量について、ご理解のとおりです。
38	13	1	2	(1)				「既存空調機器については、存置することも可とする」とありますが、「表：新設空調機器の一覧」に記載の新設屋外機を設置するスペースが確保されているものと考えてよろしいでしょうか。また、既存空調機器撤去とする場合、撤去対象機器の詳細をご教示いただけないでしょうか。詳細不明の場合、現況を確認させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書別紙13に資料を追加します。なお、応募者による現状確認はできません。
39	13	1	2	(1)				各新設機器が設置される室名とその室の配置をご教示ください。	要求水準書別紙13に、室名を追記します。なお、当該室名については、「参考資料1 既存施設図面」をご参照ください。
40	15	2	2					④「各現位置試験において所期の目的通り掘進等が完了した時点で係員に対する中間報告～」、⑤「～係員に報告し、その指示をうける」、⑥「係員の指示により調査・試験の変更を行う～」と記載がありますが、「係員」とはどなたを示していますでしょうか。	市の担当職員を指します。
41	18							工事監理者の常駐について、本件では複数名いるうちの1名が駐在しておけばよく、特定の人物が駐在しておく必要はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書30頁に記載の規定を確実に遂行できる工事監理者が、人数に関わりなく常駐する必要があります。

■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)				
42	19						移設後の設置場所については、PFI事業者の提案によるものでしょうか。	移設場所は、移設可能エリア内における応募者の提案とします。
43	19						モニュメントについて、基礎図面があればご提示していただけないでしょうか。	基礎図面はありません。
44	21						設置する什器備品等の修繕・更新については、PFI事業者の対象外と考えてよろしいでしょうか。	設置する什器備品等の修繕・更新について、ご理解のとおりです。
45	22	1					事業者が移設を行う機器のなかにリース機器のコピー機等がありますが、リース機器はリース業者が移設するのが一般的です。移設後の不具合発生の原因からPFI事業外としてもよろしいでしょうか。	要求水準書の変更は行いません。 なお、当該機器については、PFI事業者による移設を可能とした内容で契約を予定しています。
46	22	2					電話交換機および館内放送設備が既存機器移設利用可能とありますが、移設に伴い既存施設側での一定期間の機能停止を見込むことが可能と考えてよろしいでしょうか。	移設を行う場合、数時間程度の機能停止が生じることを想定しています。
47	22	2					事業者が移設を行う書類については、市で梱包等を行い、PFI事業者は運搬・設置を行うのみという理解でよろしいでしょうか。	事業者が移設を行う書類について、ご理解のとおりです。
48	22	2					本記載を超えた文書は貴市で独自に廃棄・移転等行うという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙22に記載の「⑤事業者が移設を行う書類」の数量を超えた書類の廃棄・移転等について、ご理解のとおりです。
49	23						「市民文化会館、保健・福祉合同庁舎、総合体育館に設置する駐車場管制機器」について駐車場維持管理業務の対象とされておりますので、これらの点検、保守、修繕費もサービス対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市民文化会館、保健・福祉合同庁舎、総合体育館に設置する駐車場管制機器の点検、保守、修繕費について、ご理解のとおりです。
50	24						市職員による当直業務について業務内容をご教授下さい。また当直中の新庁舎内における行動範囲をご教示ください。	前段について、主な業務内容は、夜間窓口の受付、電話対応、各種集中制御装置の監視です。 後段の行動範囲については、原則として庁舎管理室兼宿直室です。
51	24						巡回警備業務について、要求水準書にあっては「午後9時から午前3時までの間に毎日1回」とあり、表記と異なります。要求水準書が正しいとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙24の巡回警備業務（閉庁時間帯）の業務時間を「午後5時15分から午後9時まで」から「午後9時から午前3時まで」に修正します。
52	24						作業時間は原則7時30分～8時15分となっておりますが、昨今の人手不足の状況から短時間・大人数での作業は困難を極めると考えられます。作業開始時間を前倒し、もしくは閉庁後（例えば18時～21時等）に行うことは可能でしょうか。	日常清掃の作業開始時間を1時間程度早めることは、可能とします。

■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)				
53		25					<p>第2別館と新築庁舎間の仮囲い設置可能範囲内に歩行者動線が交差している箇所がありますが、歩行者の動線を確保することが必須でしょうか。動線を確保する必要がある場合は仮囲い設置可能範囲を要求水準の計画図（左図）を右図のように変更することは可能でしょうか。</p> 	<p>前段について、第2別館及び市民文化会館利用者の歩行者動線の確保は必須です。後段の仮囲いの位置については、仮囲い可能範囲内において、応募者の提案とします。</p>
54		25					<p>仮囲い設置可能範囲の中に歩行者動線が含まれていますが、どのような想定をされているのかご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>No. 53の回答をご参照ください。</p>
55		25					<p>市役所別館の南、東側に歩行者動線（左図）が記入されていますが必須でしょうか。この位置にある駐輪場は解体しますので通行止めとして、仮囲い設置可能範囲を市役所別館の外壁際として広げることが可能ですか。工事の進め方として市役所分室を先行解体しますので、市役所別館の南側外部階段も使用不可（右図）として戴きたいと考えます。</p> 	<p>当該歩行者動線は、必須です。そのため、例示されているような仮囲い設置可能範囲の拡張はできません。また、市役所別館の当該階段を使用不可とすることはできません。</p>
56		25					<p>第2別館の車両動線が新築庁舎の建設場所の前面を通行（左図）するようになっています。その動線範囲を新築工事施工時に作業エリアとして使用できないでしょうか。そのためには来訪者の動線を車庫2・3間の進入口を利用して動線の確保（右図）ができると考えます。動線を確保する必要がある場合は工事作業エリアが非常に狭くなり、工事の進捗に影響を及ぼし事業日程での完成が困難となりかねません。</p> 	<p>仮囲い設置可能範囲の変更はできません。</p>
57		25					<p>現庁舎北側に、新庁舎建設に伴い必要となる代替の仮設駐車場を整備するとあります。現庁舎の解体時及び市民広場及び駐車場整備開始時期には解体重機等設置となりますので仮設駐車場が使用できなくなります。駐車場の確保については本事業には含まれないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書32頁に記載のとおり、現庁舎の北側に80台以上の区画の仮設駐車場を整備する必要があります。なお、工事の進捗等に応じ、詳細については市と協議を行うこととします。</p>

■貝塚市新庁舎整備事業 要求水準書別紙に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問の内容	質問に対する回答
	別紙	頁	項	(数字)					
58	26							表に記載されている防災設備の維持管理業務についてはPFI事業者の対象外と理解してよろしいでしょうか。	表に記載されている防災設備の維持管理業務について、ご理解のとおりです。
59	26							防災設備用のアンテナ大きさ、数量をご教授ください。	市防災行政無線（同報系）：八木5素子タイプ、3素子タイプ 各1基 市防災行政無線（移動系）：八木3素子タイプ 1基 府防災行政無線：パラボラアンテナ2.0m、1.2m、0.3m 各1基 Jアラート：パラボラアンテナ 1基
60								分室の組織の内訳、職員数をご教示ください。	新庁舎整備において関係する分室は、都市整備部分室（都市計画課、まちづくり課）、第2別館内の情報統計課分室と国保年金課分室があり、それぞれの職員数は要求水準書別紙12その1に記載しています。なお、情報統計課と国保年金課の職員数については、分室の職員数を含みます。